

雨水調整池を浸透式とすることを検討している方へ

1 浸透式調整池の設置を認める条件

・以下の全てを満たす場合のみ、浸透式の調整池を認めるものとする。

- (1) 盛土等を行う区域の近隣に管理者の存在する河川（青線含む）、道路排水施設等の公共施設がない、又は公共施設に接続できない明確な理由があること。
- (2) 盛土等を行う区域の近隣に野溪や水路がない、又は野溪や水路があっても雨水排水を流下させられない明確な理由があること。
- (3) 現地の地質や土質から雨水排水の浸透が見込めること。
- (4) 盛土等を行う区域において、土地の利用状況等の調査（地歴調査）ではなく、土壌分析調査により汚染のおそれがないことが確認されていること。
- (5) 盛土等を行う区域の周辺 500m以内において、地下水が飲用利用等にされていないこと。
- (6) 雨水排水の浸透が、盛土等区域周辺において災害を引き起す可能性がないこと。
- (7) 跡地利用（宅地・事業用地、資材置き場等としての利用）がなく、開発後には原形復旧等により、開発前の流出係数への回復が見込めること。

○必要となる添付資料の例

番号	添付書類の例	6 備考
1	公共施設がないことを示す位置図	1 (1)
2	河川管理者等との協議記録簿など（公共施設に接続できない理由などが記載されていること。）	
3	雨水排水を流下させる野溪等がないことを示す位置図	1 (2)
4	野溪等の所有者との協議記録簿など（調整池を設置して現状と同程度の安全性を確保することが説明されていること。）	
5	現地浸透試験の結果	1 (3)
6	土壌に汚染がないことを証する分析調査結果 (通常、申請書に添付する土壌分析調査結果で可)	1 (4)
7	盛土区域周辺に地下水の飲用利用等がないことを示す資料	1 (5)
8	盛土等を行う区域の下流において地すべり等防止区域等や災害の痕跡、現状で災害がないことを示す資料	1 (6)
9	盛土等を行う区域の周辺の詳細な地形図	

2 透水係数の調査

- 調整池を計画している位置において実施すること。
- ・試験方法は、「静岡県開発行為等の手引き第4節第3の5浸透型流出抑制施設」における方法とする。

3 設計の方法の例

- (1) 盛土等区域及び区域外からの雨水流出量 (Qa) を算出する。

$$Qa = (A1 \cdot f1 + A2 \cdot f2 + \dots) \times r$$

①流出係数 (f)

- ・盛土等区域及び土地の改変を伴う区域の流出係数 f は 0.9 とする。
- ・区域外流入の流出係数は、現地状況に合わせたものとする。

②区域毎の面積 (A)

③設計降雨量 (r)

- ・50年確率降雨強度とする。(継続時間 30分)

※ 単位の換算に留意すること。

- (2) 設計浸透量 (Q) を算出する。

$$Q = Ko \times Kf \times C$$

①透水係数 (Ko) : 2の調査によって確認された透水係数

②施設の比浸透量 (Kf) : 設置する浸透施設(調整池など)の底面積

③各種影響係数 (C) : 0.81 (地下水位や目詰まりの影響を考慮)

- (3) 計画処理量 (Qv) を算出する。

$$Qv = Q + V / t$$

①調整池の容量 (V) : 設計図書と合わせる

②降雨継続時間 (t) : 1時間

- (4) 24時間以内に調整池内が空になることを確認する。

$$t = Qv / Q$$

t ≤ 24時間となること

4 設計の確認

- ・計画処理量 Qv が、雨水流出量 Qa を上回ることを確認する。

5 その他

- ・その他の内容については、「静岡県開発行為等の手引き第4節第3の5浸透型流出抑制施設」の記述に基づくこと。